

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則

(昭和48年 2月14日制定)

| | | | | |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 改正 昭和48年 3月28日 | 昭和61年 3月 6日 | 平成10年 2月25日 | 平成21年 3月 3日 | 平成31年 2月 4日 |
| 昭和48年12月14日 | 昭和62年 3月11日 | 平成11年 2月15日 | 平成22年 2月12日 | 令和 2年 2月 7日 |
| 昭和49年 2月14日 | 昭和63年 3月 1日 | 平成11年10月19日 | 平成22年 7月 1日 | 令和 3年 2月18日 |
| 昭和50年 3月14日 | 平成元年 3月 7日 | 平成12年 2月22日 | 平成23年 2月 4日 | 令和 4年 2月 7日 |
| 昭和52年 3月 2日 | 平成 2年 2月26日 | 平成12年 5月25日 | 平成24年 1月10日 | 令和 5年 2月 6日 |
| 昭和53年 3月 7日 | 平成 2年 6月11日 | 平成13年 2月26日 | 平成24年 3月26日 | 令和 6年 2月 9日 |
| 昭和54年 3月 6日 | 平成 3年 3月13日 | 平成14年 2月21日 | 平成25年 1月17日 | 令和 8年 2月 6日 |
| 昭和56年 2月26日 | 平成 4年 2月25日 | 平成15年 2月 6日 | 平成25年 2月27日 | |
| 昭和57年 2月25日 | 平成 5年 3月 3日 | 平成15年 5月29日 | 平成25年 5月29日 | |
| 昭和58年 2月24日 | 平成 6年 2月28日 | 平成16年 2月20日 | 平成26年 1月16日 | |
| 昭和59年 2月28日 | 平成 7年 2月16日 | 平成18年 2月21日 | 平成27年 2月 9日 | |
| 昭和59年10月16日 | 平成 7年 5月25日 | 平成19年 5月30日 | 平成28年 5月24日 | |
| 昭和60年 3月13日 | 平成 8年 2月19日 | 平成20年 2月21日 | 平成29年 3月 3日 | |

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第3条の規定により、会員に対し行う給付の額、条件等について定める。

(用語の意義)

第2条 この規則で「配偶者」とは、会員と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。

2 この規則で「被扶養者」とは、公立学校共済組合の被扶養者及びこれと同一の認定基準によって会員の被扶養者として認定された者をいう。

3 この規則で「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 会員又は会員であった者の配偶者

(2) 会員又は会員であった者の子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者を除くほか、会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 会員又は会員であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

(支払未済の給付の受給者)

第3条 会員又は会員であった者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第4条 会員又は会員であった者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は第2条第3項の順序とし、同項第2号又は第4号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。

2 前項に掲げる者のほか、給付を受けるべき遺族の順位については、公立学校共済組合の例により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときの給付の方法につい

てもまた同様とする。

(給付の請求手続)

第5条 この規則による給付は会員若しくは会員であった者又はその遺族の請求によって行う。ただし、第8条第1項に規定する場合は、請求を要しないものとする。

2 この規則による給付を受けようとする者(前項ただし書に規定する場合を除く。)は、電子申請システムにより必要な書類を添付して請求を行わなければならない。ただし、所定の様式が定められている給付については、請求書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 この規則による給付を受けようとする者が、千葉県条例の適用を受けない者にあつては、県条例に準じて判断するものとする。

(給付の制限)

第6条 この規則による給付は、その原因である事実が発生した日から3年以内に請求があつた場合に限りこれを行うものとする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 給付の請求があつた場合において、次の各号の一に該当すると理事長が認めたときは、給付の一部又は全部を行わないことがある。

(1) 事実を偽って給付を請求したとき。

(2) 会費納入の義務を履行しないとき。

(3) 故意に給付の原因となる災害等の事故を生じさせたとき。

(給付金からの控除)

第7条 会員が会員の資格を失つた場合において、その者又はその者の遺族に支給すべき給付金があり、かつ、その者が互助会に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(入院費補助金)

第8条 会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については1日につき500円、被扶養者については1日につき300円を支給する。

2 入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して180日を超えないものとする。

3 公立学校共済組合員で保険証等を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより入院費補助金請求を行わなければならない。

(結婚祝金)

第9条 会員が婚姻したときは、結婚祝金として40,000円を支給する。ただし、会員期間を通算して1回のみとする。

2 結婚祝金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより結婚祝金請求を行わなければならない。

(出産見舞金)

第10条 会員又はその配偶者が出産したときは、出産見舞金として1児につき25,000円を支給する。ただし、死産(妊娠85日以上)の異常分べん又は母体保護法に基づく妊娠85日以上)の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合を含む。)の場合は1児につき10,000円を支給する。

2 出産見舞金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより出産見舞金請求を行わなければならない。

(退職慰労金)

第11条 削除

(退職慰労金の特例)

第11条の2 削除

(市町村合併の特例)

第11条の3 削除

(弔慰金)

第12条 会員(再任用会員を除く。)が死亡したときは、弔慰金として300,000円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として50,000円を、その遺族に支給する。

2 会員(再任用会員を除く。)の配偶者又は子が死亡したときは、弔慰金として30,000円を、再任用会員の配偶者又は子が死亡したときは、弔慰金として25,000円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。

3 弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第4号による弔慰金請求書に死亡の事実が確認できる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(災害見舞金)

第13条 会員が水震火災その他の非常災害によってその住居に損害を受けたときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を災害見舞金として支給する。

(1) 罹災証明書により一部損壊以上半壊未満と判定された場合

10,000円

(2) 罹災証明書により半壊以上全壊未満と判定された場合

30,000円

(3) 罹災証明書により全壊と判定された場合

50,000円

2 前項の罹災証明書による損害の判定が困難な場合は、別途追加書類を求めるものとする。

3 災害見舞金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより災害見舞金請求を行わなければならない。

(脳ドック補助金)

第14条 30歳以上の会員(再任用会員を除く。)が、脳ドックを受けたときは、3年度に1回に限り、脳ドック補助金として10,000円を限度に支給する。

2 脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより脳ドック補助金請求を行わなければならない。

(福祉施設利用補助金)

第15条 削除

(入学祝金)

第16条 会員の子が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に入学したときは、入学祝金として1人につき7,000円を支給する。

2 入学祝金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより入学祝金請求を行わなければならない。

(長期療養者見舞金)

第17条 会員が病気又は負傷し長期の療養を要するときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を長期療養者見舞金として支給する。ただし、次の各号のいずれの場合にも該当しない者に対する支給額は理事長が決定する。

(1) 結核及び公務災害又は給料月額100分の80を支給される病気休職者
20,000円

(2) 給与を支給されない病気休職者
50,000円

2 長期療養者見舞金は毎年4月1日及び10月1日のその日を単位として年2回支給するものとする。

3 長期療養者見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第9号による長期療養者見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。

(妊婦健康診断補助金)

第18条 削除

(育児補助金)

第19条 削除

(看護休暇給付金)

第20条 会員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(平成3年法律第76号)における介護休業等(以下「看護休暇」という。)を取得したときは、看護休暇給付金として看護休暇により勤務に従事しなかった期間1日につき、7,000円を支給する。

ただし、半日又は時間単位で看護休暇を取得した日については、支給しない。

2 看護休暇給付金の支給期間は、要看護者の各々が看護を必要とする一の継続する状態ごとに、看護休暇の日数を通算して事業年度内120日(週休日、祝日及び年末年始又はそれらの代休日を除く)を超えないものとする。

ただし、公立学校共済組合(雇用保険法等の適用を受ける会員にあっては、「雇用保険法」をいう。)等による看護休暇給付金相当の支給期間は、当該給付の対象から除算する。

3 看護休暇給付金の支給を受けようとする者は、看護休暇を取得後、別に定める様式による看護休暇給付金請求書を理事長に提出しなければならない。

4 削除

(医療費補助金)

第21条 削除

(海外研修旅行補助金)

第22条 削除

(育児休業補助金)

第22条の2 削除

(眼鏡購入補助金)

第22条の3 削除

(はり、きゅう、マッサージ施術料補助金)

第22条の4 削除

(補聴器購入補助金)

第22条の5 削除

第23条 削除

(カルチャースクール補助金)

第24条 削除

(自己啓発等研修助成金)

第24条の2 削除

(遺児給付金)

第25条 死亡した会員の被扶養者である子で、年度末における満年齢が18歳以下の者(以下「遺児」という。)に遺児給付金を支給する。

2 遺児給付金の額は、18から会員死亡時の遺児の年齢を除いた年数に50,000円を乗じて得た額に200,000円を加算した額を給付する。

3 遺児給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第10号による遺児給付金請求書を理事長に提出しなければならない。

ただし、18歳未満の遺児が支給を受けようとする場合は請求代理者(親権者又は未成年後見人)が請求することとし、遺児の親権者又は未成年後見人であることを証明する書類を添えなければならない。

(予防接種補助金)

第26条 削除

(カフェテリアプラン)

第27条 会員が互助会の指定する対象項目を利用したときは、12,000円を限度に助成を行う。ただし、指定期間内に1回とする。

2 カフェテリアプランの支給を受けようとする者は、電子申請システムにより請求を行わなければならない。

3 その他、必要な事項は、別に定める。

(リフレッシュ助成)

第28条 会員期間が、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年となった会員には、10,000円をカフェテリアプランの限度額に上乗せする。

2 その他、必要な事項は、別に定める。

(細則の制定)

第29条 この規則に定めるもののほか、給付事業の処理に関し必要な細則は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年 2月14日から施行し、昭和47年12月23日より適用する。

附 則

この規則は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年12月 4日から施行し、昭和48年10月 1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年 2月14日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

(経過規定)

2 改正前の第8条第3項の規定により請求を要する者で、現に請求していないものについては、この規則の施行の日に請求があったものとみなして入院費補助金を支給する。

附 則

この規則は、昭和50年 3月14日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 3月 2日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 6月18日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和52年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年 3月 6日から施行し、昭和54年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 6月11日から施行し、平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 5月25日から施行し、改正後の財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則は、平成 7年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の改正規定 平成11年 4月 1日

(2) 第21条の改正規定 平成10年 7月 1日

(3) 第22条の改正規定 平成10年10月 1日

(経過措置)

2 平成13年 3月31日までの退職慰労金については、なお従前の例による。

3 平成10年 6月30日までに医療診療を受けた者に対する医療費補助金の支給については、改正後の規則第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年 3月31日から施行し、平成11年 4月 1日より適用する。

附 則

この規則は、平成12年 5月25日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年 2月26日から施行し、平成13年 4月 1日から適用する。ただし、第22条の2第3項の規定は平成12年12月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成15年 2月 6日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。ただし、第10条、第18条及び第19条の改正規定は平成14年10月 1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の第22条の3に係る第6条の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則の一部改正は、平成15年 5月29日から施行し、平成15年 6月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成16年 2月20日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成18年 2月21日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成19年 5月30日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第17条第1項第3号、第4号及び第3項に定める別記様式第9号の改正規定は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年 7月 1日から施行し、平成22年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 1月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

なお、この規則の施行日前に取得した看護休暇の期間は、施行日後に取得する看護休暇の期間と通算しないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 第11条から第11条の3までの規定にかかわらず、平成25年1月17日から平成25年3月31日までの間に資格を失った会員に対する退職慰労金の給付については「財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則」によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

2 第27条の規定にかかわらず、平成26年4月1日に会員期間が11年から19年までの会員に旅行券10,000円分、20年の会員に旅行券30,000円分を配付する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 2月 4日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年 2月 7日から施行し、令和2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年 2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年 2月 7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年 4月 1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和7年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、令和9年 4月 1日から施行する。